

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（保健福祉部総務課） 75
- 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則及びかきの処理等に関する衛生条例施行規則を廃止する規則……………（食品衛生課） 75

告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 76
- 特定調達契約に係る入札の公告……………（事業調整課） 76
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 77
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 77
- 特定調達契約に係る資格に関する公示……………（経理課） 77
- 特定調達契約に係る入札の公告……………（経理課） 78
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 79

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 79

道企業管理規程

- 幌別ダム操作規程の一部を改正する規程…………… 81

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 81
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 81
- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 82
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 83

道労働委員会告示

- 北海道労働委員会あっせん員候補者…………… 84

規 則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第107号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 特例条例別表第1の4の6の項(6)に規定する建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第6条第1項の規定による登録業者の登録証明書 の書換え交付 (2) 規則第7条第1項の規定による登録業者の登録証明書の再交付 (3) 規則第7条第3項の規定による登録業者の登録証明書の返納の受理
---	--

第2条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第2条の表6の項及び7の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

食品の製造販売行商等衛生条例施行規則及びかきの処理等に関する衛生条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第108号

食品の製造販売行商等衛生条例施行規則及びかきの処理等に関する衛生条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則（昭和29年北海道規則第122号）
- (2) かきの処理等に関する衛生条例施行規則（昭和37年北海道規則第125号）

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。	
告 示	
北海道告示第801号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、道営土地改良（稲見地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、令和2年12月23日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和2年12月22日 北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第802号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月22日 北海道知事 鈴木直道	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	パーソナルコンピュータ 一式 36台分
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 納入期日	令和3年2月17日（水）
(4) 納入場所	入札説明書による。
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1)	令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4)	当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1)	この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期	令和2年12月22日（火）から令和3年1月7日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農村振興局事業調整課
(2)	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所	北海道農政部農村振興局事業調整課
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎8階事業調整課打合せ室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農村振興局事業調整課）
(2) 入札日時	令和3年1月18日（月）午前10時（送付による場合は、同月15日（金）までに必着）
(3) 開札場所	(1)に同じ。
(4) 開札日時	(2)に同じ。
6 入札保証金	平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 一連の調達契約に関する事項	
(1)	この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア(ア) 名称及び数量	パーソナルコンピュータ 一式 500台分
イ(イ) 予定時期	令和3年1月下旬頃
イ(ア) 名称及び数量	パーソナルコンピュータ 一式 100台分
イ(イ) 予定時期	令和3年2月下旬頃
ア及びイについて、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。	

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年9月8日付け北海道告示第564号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道農政部農村振興局事業調整課のホームページ
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.htm>)において
ダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道農政部農村振興局事業調整課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5405

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 36 sets
- B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., January 18, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than January 15, 2021)
- C Contact : Project Coordination Division, Bureau of Agricultural Community
Development, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi
6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5405

北海道告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局
産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保 河西郡中札内村（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振
興局産業振興部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第805号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入
札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体等の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和2年12月22日に一般競争入札の公告を行う北海道クレジットカード収納サービス導入業務
- (2) 資 格 北海道クレジットカード収納サービス導入業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) プライバシーマーク制度に基づき、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）又はJIPDECが指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に基づき、JIPDECが認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC27001）を取得していること。
- (3) PCI国際協議会によって認定された審査機関による訪問審査又は当該協議会によって認定されたベンダーのスキヤンツールによってPCI DSSの認証を受けていること。
- (4) 過去2年に国又は地方公共団体とクレジットカード収納に係るサービスの提供実績があること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年12月22日（火）から令和3年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道出納局会計管理室経理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kir/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道出納局会計管理室経理課
- (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5621

北海道告示第806号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月22日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道クレジットカード収納サービス導入業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和4年2月28日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道告示第805号に規定する北海道クレジットカード収納サービス導入業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室経理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室経理課）
- (2) 入 札 日 時 令和3年2月8日（月）午後2時（送付による場合は、同月

5日（金）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道出納局会計管理室経理課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kir/index.htm）においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道出納局会計管理室経理課 (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電話番号 011－204－5621 10 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Build a system for Payment by a credit card 1 set B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., February 8, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than February 5, 2021) C Contact : Accounting Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5621 北海道告示第807号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指	定)の一部を次のように改正し、令和2年12月29日から施行する。 令和2年12月22日 北海道知事 鈴木 直 道 2 売りさばき人の項株式会社コスモサービスの事項を削り、同項標津町農業協同組合の事項の次に次の事項を加える。 株式会社カメラのカネミチ 令和 2.12.29 株式会社カメラのカネミチ 総合振興局告示及び振興局告示 北海道オホーツク総合振興局告示第176号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月22日 北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式 16台分 イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式 10台分 ウ 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式 1台分 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 令和3年4月23日から令和8年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能な者
--	---

であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年12月22日（火）から令和3年2月12日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道オホーツク総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係） (2) 入札日時 令和3年2月25日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月24日（水）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和2年12月4日付け北海道オホーツク総合振興局告示第160号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。	(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電話番号 0152-41-0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of Car 16 sets b Lease of Car 10 sets c Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 25, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than February 24, 2021) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608 道 企 業 管 理 規 程
---	--

幌別ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年12月22日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 北海道企業管理規程第6号 幌別ダム操作規程の一部を改正する規程 幌別ダム操作規程（昭和54年北海道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。 第3条第3号ア中「新日本製鉄株式会社」を「日本製鉄株式会社」に改める。 第5条中「胆振地方胆振中部」を「登別市」に改める。 第11条第3号中「第22条第1号」を「第20条第2項、第21条第2号、第22条第1号」に改める。 第20条に次の1項を加える。 2 前項に掲げる措置のほか、水害が予想される場合には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。 第21条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。 (2) 前条第2項に掲げる措置 附 則 この規程は、令和2年12月22日から施行する。	(2) 1,100,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年10月30日付け北海道教育庁空知教育局告示第88号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁上川教育局告示第75号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月22日 北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア パーソナルコンピュータ（上川A地区） 一式 12台分 イ パーソナルコンピュータ（上川B地区） 一式 9台分 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 令和3年3月31日（水） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次の(1)から(4)までのいずれにも該当し、1の(1)のAの入札に参加する者は次の(5)、1の(1)のイの入札に参加する者は次の(6)についても該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (6) 当該調達をする物品に関し、事前に型番等を明らかにした者であること。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第95号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月22日 北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 道立学校校務用パーソナルコンピュータ等 一式 29台分 (2) 道立学校校務用パーソナルコンピュータ等 一式 9台分 2 落札を決定した日 令和2年11月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 有限会社共立電子 (2) 住 所 岩見沢市7条西20丁目1番地12 4 落札金額 (1) 3,850,000円	

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)又は(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月22日（火）から令和3年1月14日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時

ア 1の(1)のア 令和3年1月20日（水）午前11時

イ 1の(1)のイ 令和3年1月20日（水）午前11時15分

ア及びイについて、送付による場合は、令和3年1月19日（火）午後4時までに必着とする。

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁上川教育局のホームページ（[http://](http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.htm)

www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年8月14日付け北海道教育庁上川教育局告示第57号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5862

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer Kamikawa A area 12 sets

b Personal Computer Kamikawa B area 9 sets

B Bid tendering date and time :

a 11:00 A.M., January 20, 2021

b 11:15 A.M., January 20, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., January 19, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月22日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和2年12月22日に一般競争入札の公告を行う上川管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 上川管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格
(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年12月22日(火)から令和3年1月20日(水)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第77号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年12月22日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

上川管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 27校 2,043kW

イ 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 27校 4,933,556kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁上川教育局告示第76号に規定する上川管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校)

運営支援室) (2) 入札日時 令和3年2月1日(月)午前11時(送付による場合は、同年1月29日(金)午後4時まで)に必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm)においてダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(銭単位の単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。	(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 イ 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 ウ 電話番号 0166-46-5862 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kamikawa Prefectural School a A basic charge per kW, the estimated electricity contract : 2,043kW b A unit price per kWh, the estimated electricity for the year : 4,933,556kWh B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 1, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 29, 2021) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan Phone : 0166-46-5862																						
道 労 働 委 員 会 告 示																							
北海道労働委員会告示第3号 労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 令和2年12月22日 北海道労働委員会会長 朝 倉 靖																							
<table><tr><th>氏 名</th><th>現 職</th><th>経 歴</th><th>委嘱年月日</th></tr><tr><td>あさくら やすし 朝 倉 靖</td><td>北海道労働委員会第44期会長 弁 護 士</td><td>札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～42期公益委員、第43期会長代理</td><td>令和 2.12. 1</td></tr><tr><td>くにたけひで お 國 武 英 生</td><td>北海道労働委員会第44期会長代理 小樽商科大学商学部企業法学科教授</td><td>北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～43期公益委員</td><td>同</td></tr><tr><td>やしろ まゆみ 八 代 眞由美</td><td>北海道労働委員会第44期公益委員 弁 護 士</td><td>札幌人権擁護委員協議会会長 北海道労働委員会第42～43期公益委員</td><td>同</td></tr><tr><td>やましたりゅういち</td><td>北海道労働委員会第44期公益委員</td><td>大阪府立大学経済学部助教授</td><td>同</td></tr></table>				氏 名	現 職	経 歴	委嘱年月日	あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第44期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～42期公益委員、第43期会長代理	令和 2.12. 1	くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第44期会長代理 小樽商科大学商学部企業法学科教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～43期公益委員	同	やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第44期公益委員 弁 護 士	札幌人権擁護委員協議会会長 北海道労働委員会第42～43期公益委員	同	やましたりゅういち	北海道労働委員会第44期公益委員	大阪府立大学経済学部助教授	同
氏 名	現 職	経 歴	委嘱年月日																				
あさくら やすし 朝 倉 靖	北海道労働委員会第44期会長 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第40～42期公益委員、第43期会長代理	令和 2.12. 1																				
くにたけひで お 國 武 英 生	北海道労働委員会第44期会長代理 小樽商科大学商学部企業法学科教授	北九州市立大学法学部准教授 北海道労働委員会第40～43期公益委員	同																				
やしろ まゆみ 八 代 眞由美	北海道労働委員会第44期公益委員 弁 護 士	札幌人権擁護委員協議会会長 北海道労働委員会第42～43期公益委員	同																				
やましたりゅういち	北海道労働委員会第44期公益委員	大阪府立大学経済学部助教授	同																				

山 下 竜 一	北海道大学大学院法学研究科教授	北海道労働委員会第40～43期公益委員	
やました ふ みお 山 下 史 生	北海道労働委員会第44期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会照会申出審査委員会委員長 北海道労働委員会第41～43期公益委員	同
さいとうひろのぶ 斉 藤 宏 信	北海道労働委員会第44期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第43期公益委員	同
いけだ ひさし 池 田 悠	北海道労働委員会第44期公益委員 北海道大学大学院法学研究科准教授	東京大学大学院法学政治学研究科講師	同
ば ば おさむ 馬 場 修	北海道労働委員会第44期労働者委員 自治労北海道本部特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局次長 北海道労働委員会第41～43期労働者委員	同
つじ た かずひろ 辻 田 一 浩	北海道労働委員会第44期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会非正規労働センター次長	全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会副執行委員長 北海道労働委員会第43期労働者委員	同
あかさかまさのぶ 赤 坂 正 信	北海道労働委員会第44期労働者委員 札幌地区労働組合総連合議長	人権擁護委員 北海道労働委員会第42～43期労働者委員	同
さ とうしょういち 佐 藤 昌 一	北海道労働委員会第44期労働者委員 U A ゼンセン北海道支部支部長	U A ゼンセン兵庫県支部支部長 北海道労働委員会第41～43期労働者委員	同
おかじまみつゆき 岡 島 光 行	北海道労働委員会第44期労働者委員 北海道電力関連産業労働組合総連合特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会副事務局長 北海道労働委員会第43期労働者委員	同
おおがらけいじろう 大 柄 恵司郎	北海道労働委員会第44期労働者委員 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部委員長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長	同
なり たりょうこ 成 田 了 子	北海道労働委員会第44期労働者委員 自治労北海道本部特別執行委員	自治労全北海道庁労働組合政策情報室事務局長 北海道労働委員会第43期労働者委員	同
もも せ やすひろ 百 瀬 康 弘	北海道労働委員会第44期使用者委員 北海道経済連合会常務理事	北海道経済連合会労働政策局部長 北海道労働委員会第43期使用者委員	同
おおまえまさつぐ 大 前 雅 嗣	北海道労働委員会第44期使用者委員 一般財団法人北海道電気保安協会総務本部労務部長	北海道電力株式会社お客さま本部室蘭支店長 北海道労働委員会第43期使用者委員	同
まつ だ たかし 松 田 隆	北海道労働委員会第44期使用者委員 松田隆特定社会保険労務士・行政書士事務所所長	株式会社北海道ヒューマン・パワーズ代表取締役 北海道労働委員会第42～43期使用者委員	同
や の かずひで 矢 野 一 英	北海道労働委員会第44期使用者委員 函館経営者協会監事	函館商工会議所事務局長 北海道労働委員会第42～43期使用者委員	同
ささき や おき 佐々木 八 起	北海道労働委員会第44期使用者委員 札幌パブリック警備保障株式会社担当部長	北洋銀行西線支店長	同
なかむらういじろう 中 村 隆一郎	北海道労働委員会第44期使用者委員 元日通商事株式会社常務執行役員	日本通運株式会社宇都宮支店長 北海道労働委員会第43期使用者委員	同
あさくら ゆきこ 朝 倉 由紀子	北海道労働委員会第44期使用者委員 S O C 株式会社代表取締役社長	S O C 株式会社人事管理本部ニュービジネス本部取締役 北海道労働委員会第41～43期使用者委員	同
もり ひろ き 森 弘 樹	北海道労働委員会事務局長	建設部次長	令和 2. 4.10
あかつかたかゆき	北海道労働委員会事務局次長兼総務審査課長	総合政策部政策局次長	同

赤 塚 孝 行			
しん や やすひさ 新 矢 泰 久	北海道労働委員会事務局調整課長	総務部法務・法人局法制文書課訟務賠償担当課長	令和元. 6.14